

前科による資格制限に関する調査シート

1. 資格等名

資格等名	介護福祉士
------	-------

2. 根拠法令等

前科による資格制限を定める根拠法令等	社会福祉士及び介護福祉士法第3条第2号、第3号
	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条
	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第16条、第26条

3. 制限の内容

必要的制限	○	(備考)
裁量的制限	×	(備考)

4. 制限事由となる前科の範囲

罰金以上	○	(備考) 社会福祉士・介護福祉士法第3条第3号（政令に定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定で定めるものによる罰金の刑が制限の対象となる）
禁錮以上	○	(備考) 社会福祉士・介護福祉士法第3条第2号
その他		(備考)

5. 制限期間

制限期間	刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年
------	------------------------------------

6. 制限の経緯及び趣旨目的

制限の経緯及び趣旨目的	介護福祉士の資格に対する信用性の確保や業務の適正な遂行を保障するため
-------------	------------------------------------

7. 欠格事由の審査・確認に係る運用状況

審査・確認主体	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
審査・確認時点	登録時
審査・確認方法	欠格事由の確認方法（本人申告）
判断基準 （裁量的制限のみ）	-

8. 資格制限の見直しについて

法令又は運用の見直しを検討いただくことの可否とその理由 （又は見直しの方向性）	検討中	社会福祉士及び介護福祉士法単独で検討するのではなく、法務省が全体の整理を行った結果に基づき検討を行いたい。 なお、18歳及び19歳などの若年者の社会復帰の促進を図るために、法体系を変えること（社会福祉士及び介護福祉士法の欠格事由を裁量的制限とすること）は検討していない。
--	-----	--